

2026 年 8 月 14 日

受益者の皆様へ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」(愛称：りそな ペア・ハイ インカム)
信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」(愛称：りそな ペア・ハイ インカム) (以下、「本ファンド」といいます。) について、主要投資対象とする「TCW ファンズ-TCW ハイ・イールド・ボンド・ファンド」の運用会社より、純資産総額の減少により運用方針に則った運用の継続が困難となるおそれがあるとの連絡を受けました。

弊社では代替投資先ファンドを検討しましたが、投資信託約款に定められた運用の基本方針に則った運用ならびに、複数の運用会社が運用するファンドへ投資を行うという商品性を維持できるファンドの選定が極めて困難であることから、運用を継続するよりも投資信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様にお返しすることが受益者の皆様にとって有利であると判断し、2026 年 11 月 12 日付で、信託終了とする繰上償還を予定しておりますのでお知らせ申し上げます。

つきましては、法令および投資信託約款の「信託契約の解約」条項に基づき、信託終了(繰上償還) に対する異議申立ての受付を行います。詳しくは、下記をご覧ください。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了(繰上償還) の日程および手続きの概要

①法定公告日(日本経済新聞の朝刊に掲載)	2026 年 8 月 14 日
②異議申立期間	2026 年 8 月 14 日～2026 年 9 月 14 日
③異議申立結果のお知らせ (弊社ホームページに掲載)	2026 年 9 月 15 日
④信託終了(繰上償還) 予定日	2026 年 11 月 12 日

本ファンドの信託終了(繰上償還) にご同意いただけない場合には、前記の異議申立期間内に、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。詳しくは、後記「2. 異議申立ての方法について」をご参照ください。

なお、この信託終了(繰上償還) にご同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

当該期間内に、異議のお申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2026年8月14日現在における受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り2026年11月12日に信託終了（繰上償還）いたします。この場合、異議のお申立てをされた受益者は、自己に帰属する受益権を、本ファンドの信託財産をもって買い取るよう受託銀行に請求することができます。詳しくは、後記「3. 異議申立てをされた受益者の買取請求手続きについて」をご参照ください。当該異議申立の結果（繰上償還の可否）につきましては、2026年9月15日に弊社ホームページにてお知らせいたします。

なお、異議のお申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2026年8月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託終了（繰上償還）は行いません。この場合、法定公告および書面にて受益者の皆様にお知らせいたします。

2. 異議申立ての方法について

本ファンドの信託終了（繰上償還）にご同意いただけない受益者の方は、異議申立てを行うことができます。なお、異議申立ては、2026年8月14日現在の本ファンドにかかる受益権を有する受益者（2026年8月13日以降の取得申込の受益者および2026年8月12日以前の解約申込の受益者は対象外となります。）が、当該受益権について行えるものとし、2026年9月14日（同日弊社到着分まで有効）を申立期限とします。

<異議申立手続き>

はがきまたは封書にて後記の必要事項をご記入いただいた書面を送付宛先へご郵送ください。

□異議申立書面の送付宛先

〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル14階
アムンディ・ジャパン株式会社 異議申立書面 受付係

□必要事項（ご記入いただく内容）

イ. 住所

ロ. 氏名

ハ. 電話番号（日中連絡先）

ニ. 取扱販売会社およびお取引部・支店名、口座番号*

ホ. ファンド名および口数

ヘ. 異議ある旨（記載例ー「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」（愛称：りそなペア・ハイ インカム）について、2026年11月12日付で信託終了（繰上償還）することに異議を申立てます。）

*本ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、部・支店名、口座番号をご記入ください。

□備考

※ 異議申立ての際のはがきや封書につきましては受益者ご自身でご用意ください。また、切手代等の郵送費につきましても受益者のご負担をお願いいたします。

※ 上記によって取得した個人情報、異議申立に関する事務手続きならびに買取請求の事務手続き以外の目的には利用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で委託会社、販売会社および受託会社において共有いたします。

※ ご記入内容の不備等により、異議申立ての資格や保有口数が確認できない場合には、異議申立てを受付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

3. 異議申立てをされた受益者の買取請求手続きについて

信託終了（繰上償還）が決定された場合において、異議のお申立てをされた受益者は、後記の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます（信託終了（繰上償還）を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、異議のお申立てをされた受益者の皆様にあらためてご案内させていただきます）。

また、異議のお申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。なお、異議申立期間中・買取請求期間中ともに、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

<買取請求の手続き>

- ① 買取請求期間 2026年9月24日～2026年10月13日
- ② 委託会社より異議申立受益者に対し「買取請求のご案内」および「投資信託受益権買取請求書」等を発送
- ③ 買取請求必要書類等のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類等をご提出
- ⑤ 販売会社から委託会社を経由して、または直接受託銀行へ買取請求必要書類等を送付
- ⑥ 受託銀行が買取請求必要書類等の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑦ 受託銀行から指定銀行口座へ買取代金のお振込

前記の買取請求は、異議のお申立てをされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（前記⑥）の翌営業日の基準価額とします。

買取請求必要書類に不備等がありますと、受理日が遅れる場合がありますのでご注意ください。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます（税法が改正された場合には、前記の取扱いが変更になることがあります）。

買取代金につきましては、受益者にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。なお、振込手数料は受益者負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいた住所へ郵送させていただきます（当該郵送費につきましても受益者負担となります）。なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

以上

お問合せ先（委託会社）

アムンディ・ジャパン株式会社 受益者サポートライン
電話 050-4561-2500（委託会社の営業日の9：00～17：00）
ホームページ <https://www.amundi.co.jp>

